琴浦町役場本庁舎電算室空調設備工事

発　注　仕　様　書

平成 20 年度

琴　浦　町

1　総　　則

（1）適用範囲

本仕様書は琴浦町が実施する「琴浦町役場電算室空調設備工事」について適用する。

なお、本仕様書に特に定めない事項については、事業主体と協議すること。

（2）事業名称

琴浦町役場本庁舎電算室空調設備工事

（3）納入場所

琴浦町役場　本庁舎２階電算室（琴浦町大字徳万 591 番地 2）

（4）関係法令

この工事の実施に関しては、この仕様に定めるもののほか、次の関係法規等に従うものとする。

＜法規等＞

① 電気設備技術基準
② 電気工事関係法令
③ 建築基準法
④ 消防法
⑤ 個人情報保護法
⑥ その他関係法令規則、条例等

（5）実施方法

諸法令に従って実施すること。特別な事項については、別途に指示する。

（6）損害補償

工事に起因する損害は、請負者の責任と認められる部分についての補償は請負者の負担とする。

（7）事故防止

工事に際しては入念に実施するとともに、安全を考慮して不測の事故を未然に防ぐよう充分な対策を行うこと。

（8）使用機器及び付属品

使用する機器、構成部品及び材料は次の規格等に準拠するものとし、特に製作を必要とするものは事前に仕様書及び図面を提出し、監督員に承認を得ること。

＜規　格＞

① 日本工業規格（ＪＩＳ）
② 日本技術標準規格（ＪＥＳ）
③ 日本電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
④ 日本電機工業会標準規格（ＪEM）
⑤ （社）電子情報技術産業協会（ＪＥＩＴＡ）
⑥ 日本電線工業会規格

（9）技術習得

この工事の完成後、設備を効率的かつ安全に管理運用できるよう技術指導書を

作成し職員への技術指導を充分行うこと。

2　実施範囲

本工事の実施範囲は本仕様書の通りとする。

3　完了及び引渡し

検査員の行う、完成検査の合格をもって工事完成及び引渡しとする。

完成期限は、契約書に記載の工事完成期日とし、検査が請負者の責任以外の原因で遅れた場合は、この限りではない。

4　提出書類

請負者は、契約後、監督員の指定する期日までに、次のものを提出しなければならない。

また、次のものに変更ある場合には、可及的速やかに処理すること。尚、部数については監督員と協議の上決定するものとする。

（1）現場代理人、主任技術者届及び同経歴書
（2）実施工程表
（3）実施計画書
（4）下請業者承認願書
（5）承認図書（機器、設置）
（6）完成検査等願書
（7）業務写真（実施、完成）
（8）完成図書、取扱説明書
（9）工事完成届
(10) その他監督員が必要とする資料

5　保　　証

この設備の運用開始の日から起算して１年以内に生じた調整不良及び故障で、請負者の責任と見なされるものについては、請負者は直ちに無償修理、又は代替品を納入するものとする。また、機器の不良等請負者の重大な責任と見なされるものについては１年以上経過した場合でも事業主体と話し合いの上、無償修理、又は代替品を納入するものとする。

ただし、請負者の責任以外とみなされる場合には、監督員と協議して処理するものとする。

6　設 計 書

請負者は契約に際し、本仕様書を検討し、疑義を生じた時は、工事着手前に監督員と協議の上、決定するものとする。

なお、この仕様に明示なき事項であっても機能上当然必要と認められる事項については、請負者において充足するものとする。

7　既設電算システムへの配慮

現在稼動中の既設電算システムと近接した工事であるため、請負者は監督員と十分協議した上で工事を行い、役場業務に支障のないよう実施するものとする。

8　そ の 他

（1）カタログ性能試験書を提出すること。

（2）耐震対策を充分行うこと。

9　設備構成及び詳細仕様

本設備の構成は以下に示すとおりとする。

（1）床置形・インバータエアコン

仕　　様	
電源	三相　200V　60Hz
冷房能力	14.0KW（4.2KW～16.0KW）
暖房能力	16.0KW（4.8KW～20.3KW）
圧縮機定格出力	2.5KW
送風機定格出力	＜室内＞　0.18KW ＜室外＞　0.086KW×２
風量	27.0㎥/min